

サービス付き高齢者向け住宅  
ハピネス彩輝

# 重要事項説明書

(有)ライフサポート彩輝



# 重要事項説明書

## 1 事業主体概要

事業主体名	有限会社 ライフサポート彩輝 (以下、「ライフサポート彩輝」といいます。)
代表者名	代表取締役 安藤 慶子
住所地	〒299-0251 千葉県袖ヶ浦市のぞみ野 27-11

## 2 物件概要

名 称	ハピネス彩輝
住 所 地	千葉県袖ヶ浦市大曾根 1183-1
電 話 番 号	043-53-7102
FAX 番号	0438-53-7105
建物構造	軽量鉄骨造・2階建
土地建物の所有形態	事業主所有
住戸・定員数	15戸・15名
開設年月日	2019年3月1日
管理者	永野純一

## 3 入居者の条件

入居の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・契約締結時の年齢が万 60 歳以上の方</li><li>・規定の賃金等の支払いが可能な方</li><li>・公的な医療保険及び介護保険に加入されている方</li><li>・保証人を定められる方</li></ul> ※身元保証人会社等を保証人とすることを希望される場合や保証人を定められない場合にはご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・契約書・管理規定等をご承諾いただき、当住宅において他の入居者とともに円滑に生活が営める方</li></ul>
入居をお断りする場合	以下の各項目に該当する場合は入居をお断りする場合があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・常時又は随時、身の回りのお世話や見守りが必要な方（要相談）</li><li>・暴力をふるう等他の人に害を及ぼすおそれがある方</li><li>・感染症等を有し他の入居者に感染させるおそれのある方</li></ul>

#### 4 保障人の条件・義務等

入居者には保障人を1名定めていただきます。

保証人の義務	<ul style="list-style-type: none"><li>・保証人は個人とします</li><li>・入居者の意思並びに入居者の身心の状態及び生活の状況に配慮し、本契約に関連して入居者が快適で心身ともに健康な生活を安心して営むために必要な協力</li><li>・本契約から生ずる、入居者のすべての債務の連帯保証人</li><li>・介護保険サービスの利用、治療、入院の手配など、入居者が本物件で生活する上で必要な協力</li><li>・入居者の治療等に関して、医療機関から医療同意を求められ、入居者がその意思を示すことができない場合、入居者に代わってその対応および手続を行うこと</li><li>・入居者の本物件における生活の継続に支障が生じた場合（他の入居者の迷惑行為、身心の変化による本物件における生活継続の困難など）に、入居者の意思並びに入居者の身心の状態及び生活の状況に配慮し、必要な保健医療サービス、介護保険サービスの利用者や介護保険施設等への転居など、入居者及びライフサポート彩輝とともに入居者の生活の改善に取り組むこと</li><li>・入居者に関し、契約締結時もしくは契約締結後における意思能力の欠缺（不存在）・減退その他の事由によって、本契約の成立もしくは有効性または存続が左右される場合の本契約の契約当事者としての役割・義務</li><li>・契約終了時の入居者の身柄引き取り</li><li>・契約終了時に入居者が存在していない場合の、返還金の返還先銀行口座の指定</li><li>・入居者死亡時の本契約の継続の是非、賃料等の支払い、返還金の返還等の対応を含めた本契約の適切な処理のための入居者の相続人等の関係者間調整</li><li>・本契約に関する事項や、施設の運営管理等に関する事項に関して、入居者の家族その他の関係者間において異なる意見・要望等がある場合は、責任をもってこれを調整し統一した上で、必要に応じてライフサポート彩輝に書面にて通知すること</li></ul> <p>※保証人が上記義務の履行が困難になった場合には、入居者は新たな保証人を速やかに選定し、ライフサポート彩輝に通知します。</p> <p>※入居者は、保証人になることはできません。</p>
--------	---

## 5 契約の期間

<p>契約の期間と 契約更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間は、契約の始期から2年間が経過した日の月（応答月）の末日まで（但し、始期が1日の場合は応答月の前月の末日まで）とします。</li> <li>・入居者が、契約期間の始期の変更を希望する場合、契約期間始期の前日までに契約の規定に即して解約手続きを行いません。ただし、入居者が解約手続きを行わず、契約期間の始期が到来した場合には、契約期間の始期は、契約書記載の日付となり変更はできません。</li> <li>・入居者、保証人及びライフサポート彩輝は、入居者の心身の状態や他の入居者等との関係性を総合的に勘案し、協議の上、本契約を更新することができます。</li> <li>・この場合、更新料は発生しません。</li> <li>・入居者、保証人及びライフサポート彩輝は、契約の更新時には書面にて契約を締結するものとし、契約内容に変更がある場合には、契約内容の主要な変更点等について予め当時業者間で確認するものとします。</li> </ul>
------------------------	--

## 6 物件の概要

住 居 面 積	18.84 m <sup>2</sup> ～ 19.81 m <sup>2</sup>
住 戸 設 備 等	バリアフリー構造、スプリングラー、緊急対応ボタン、セキュリティインターホン、温水洗浄機能付きトイレ、洗面（温水）収納設備、テレビ配線、冷暖房設備、メイン照明、カーテン
共 用 設 備 等	食堂、多目的室、浴室（追い炊き機能付き）洗濯室、キッチン（IHコンロ2口）
付 属 設 備	駐車場 ※入居者用の駐車場はありません。

## 7 生活支援サービスの内容

本住宅が提供する生活支援サービスの内容は、以下のとおりです。

基本サービス	（基本サービスに料金に含まれるサービスです。）
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本住宅で生活する上でお困りこと（食事、健康等）について9時～17時の間、ご相談に応じます。</li> <li>・ご相談が専門的な事項に及ぶ場合、専門機関等をご紹介します。</li> <li>・必要に応じて、保健医療サービス、地域包括支援センター、介護保険居宅支援サービス事業所の紹介を行いません。</li> <li>・入居者の身体機能の変化により、本住宅で受けることができるサービスでは本住宅における居住の継続ができなくなる恐れがある場合には、入居者の意思を尊重した上で必要なサービスが提供される介護施設等の紹介を行いません。</li> </ul>

各種サービス	<p>各住戸まで毎夕、ゴミ回収に伺います。</p> <p>以下のサービスを、 9時 ～ 17時の間、提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種サービス取次ぎ・紹介（宅配便、クリーニング、タクシー等の手配）を行ないます。</li> <li>・各住居内の電球切れの場合、電球の交換をします。 ※入居者が持ち込んだ照明の電球代は入居者のご負担となります。</li> <li>・各住戸の小修繕（水漏れ、詰まり等）を行ないます。（破損等の原因、修理内容によっては、入居者の実費負担となる場合があります。また、修繕内容によっては、外部の専門業者が行なう場合があります。）</li> <li>・各種実費負担について「立替金サービス」を利用者の依頼により現金を一時的に立替・収出するサービスを提供します。また、現金そのものの自体をお渡しする運用はできませんので、ご了承下さい。</li> <li>・体調不良時には、日用品の買い物代行を行ないます。（近隣店舗のみ）</li> </ul>
緊急対応サービス	<p>各住戸に設置してある緊急対応のボタンを押して頂ければ、スタッフ及び委託先警備会社が住戸に駆けつけ、救急車の要請を含む関係機関への連絡を行うとともに、緊急連絡先に連絡するなど、必要な対応を行ないます。対応は、24時間、年中無休で、常駐するスタッフが行います。日中は、必要に応じて可能な範囲で救急車に同乗します。</p> <p>状況把握サービスにより緊急時を把握した場合も同様の対応を行ないます。</p>
状況把握サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝のバイタルチェックに入居者のお声かけをし、1日1回の安否確認を行います。</li> <li>・入居者に、体調が優れない、健康不安がある等の事情がある場合には、状態が改善されるまでの間、可能な範囲で、安否確認の頻度を増やします。</li> </ul>
オプションサービス	<p>（別途オプションサービス料金をお支払いいただきます。）</p>
食事サービス	<p>朝食（軽食）、昼食、夕食を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供場所：2階のダイニング</li> <li>・提供内容、申し込方法・キャンセル等は入所時に説明します。</li> </ul>
生活サポートサービス	<p>介護保険法上の居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画に位置付かない支援（基本サービスに含まれる短時間の簡単なお手伝いを超えるもの）を一時的に必要とされる場合には、清掃（ベランダ、窓掃除等）、整理整頓などの家事援助や見守り・付き添い等の短時間の生活サポートサービスを提供します。</p> <p>※但し、次のような内容を含むサービスは、提供できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療行為</li> <li>・危険が伴う、又は予測されること</li> <li>・特殊技能や専門性を要すること（専門的なハウスクリーニング等）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭出納等に関わる金融機関等の手続き</li> <li>・権利や地位に関わる行政機関の手続き（戸籍謄本の受け取りなど）</li> <li>・スタッフの運転による自動車での外出</li> <li>・公序良俗に反する行為やそのお手伝い</li> <li>・その他ライフサポート彩輝が提供できないと判断した内容</li> </ul> <p>※事前の申し込みが必要です。サービスが長時間にわたる場合やスタッフの手配の状況によってはお受けできない場合もあります。（その場合は外部のサービスをご紹介します。）。</p>
--	---

### ※外部のサービスの利用

介護保険サービス	<p>入居者の選択により、自由に介護保険の居宅サービスをご利用いただけます。（利用料金は、入居者の負担です。）</p> <p>なお、本住宅には、ライフサポート彩輝が運営する訪問介護事業所（ホームヘルプサービス）ご利用いただけます。</p>
----------	---

## 8 基本サービスの職員体制と職務内容

8時～17時の間には、常勤職員・非常勤職員・清掃スタッフにより基本サービス等を行なうほか、24時間、緊急時対応サービスを行なう警備・スタッフ配置しています。

常勤職員	住宅全般の管理・運営（入居者のサービス全般、基本サービスも行なう）
非常勤職員	常勤職員の補佐（入居者のサービス全般、基本サービスも行なう）
清掃職員	2階全般の清掃及び洗濯を行なう
宿直職員	夜間、緊急対応を行なう

## 9 賃料等

### (1) 賃料・共益費

賃料 (消費税非課税)	・専用部分での居住及び共用部分の利用の料金として、賃料をお支払いいただきます。
共益費 (消費税非課税)	・共用部分の維持管理に必要な、水光熱費、清掃費、各種点検等に充てるため、共益費をお支払いいただきます。

### (2) 敷金

敷金の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結時に、賃貸借契約債務の担保金として、敷金をお預かりします。</li> <li>・敷金は消費税非課税です。</li> <li>・敷金には利息は付しません。</li> <li>・本契約が終了し、本住宅の明け渡しを受けた時は、(有)ライフサポート彩輝は、原則として契約終了日との本住宅の引渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに、銀行口座への振込み及</li> </ul>
-------	--

	び現金により敷金を返還します。但し、賃料、共益費、入居者が負担すべき修繕費用の未払い分、原状回復に要する費用その他、本契約に基づき入居者が負担すべき債務がある場合には、ライフサポート彩輝は、当該債務の額を控除した残額のみを返還します。
--	---

### (3) 生活支援サービス料金

基本サービス料金 (消費税課税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本サービスの対価として、基本サービス料金をお支払いいただきます。(長期不在であっても、基本サービス料金の減額はありません。)</li> <li>基本料金 30,000円(外税)</li> </ul>												
オプション サービス料金 (消費税課税)	<p>ご利用実績に応じてオプションサービス料金をお支払いいただきます。</p> <p>① 食事サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>朝食、昼食、夕食を提供します。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="579 770 1342 871"> <tr> <td>朝 食</td> <td>昼 食</td> <td>夕 食</td> </tr> <tr> <td>450円</td> <td>600円</td> <td>650円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供内容、申し込み方法・キャンセル等のルールは、入居契約時に説明します。</li> </ul> <p>② 生活サポートサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険によるサービス以外の家事援助や見守り・付き添い等の短時間の生活サポートサービスを提供します。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="579 1155 1342 1303"> <tr> <td>提供時間</td> <td>30分当たり</td> <td>30分を超えるごとに 繰り上げてご請求 します。</td> </tr> <tr> <td>9時～17時</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供内容、申し込み方法・キャンセル等のルールは、入居契約時に説明します。</li> </ul>	朝 食	昼 食	夕 食	450円	600円	650円	提供時間	30分当たり	30分を超えるごとに 繰り上げてご請求 します。	9時～17時	1,000円	
朝 食	昼 食	夕 食											
450円	600円	650円											
提供時間	30分当たり	30分を超えるごとに 繰り上げてご請求 します。											
9時～17時	1,000円												

### (4) その他の入居者負担

その他の入居者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>本住宅の附属施設使用料、電気・ガス・水道等料金、実費は、入居者にご負担いただきます。</li> <li>入居者が、その責に帰すべき事由により、建物、その設備、備品等を汚損又は毀損、滅失した場合には、入居者は、ライフサポート彩輝が被った損害を賠償します。</li> <li>日常生活に関わる費用が賃料等に含まれるか含まれないかの区分については、「費用分担表」を参照願います。</li> </ul>
-----------	--

## 10 料金の改定

<p>料金の改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃料、共益費、基本サービス料金及びオプションサービス料金の単価については、経済事情の変動など契約書に定める場合には、協議の上、改定する場合があります。</li> <li>・賃料、共益費及び敷金は消費税非課税です。それ以外の料金には消費税が課税されます。消費税率が改定になった場合は、改定の内容及び法令等の定めに従い、料金を変更します。</li> </ul>
--------------	--

## 11 支払い方法

<p>敷金の 支払方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結後、請求書を発行します。お支払い方法は、請求書記載の支払期日までに指定銀行口座へ振込みのみとさせていただきます。(現金可)</li> <li>※お振込みは、入居者または保証人の名義とし、振込手数料は入居者の負担となります。</li> <li>※銀行振込の振込依頼書等の控えをもって、ライフサポート彩輝の預かり証等に代えさせていただきますので、お振込み時の振込み依頼書等の控えを、大切に保管いただきますようお願いいたします。</li> </ul>
<p>料金の 支払方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途指定いただく入居者／ご家族の金融機関口座から自動振替を原則としています。</li> <li>※入居契約締結時に口座振替の手続きをご案内します。</li> <li>※金融機関の手続が完了するまで2ヶ月間は銀行口座へのお振込みとなります。</li> <li>・請求書記載の指定銀行口座への振込みによるお支払いも可能です。</li> <li>・当月等の賃料等の料金その他清算を必要とする費用に関する請求書を毎月15日までに送付します。自動振替の場合は当月27日にご指定いただいた銀行口座より引き落とし、お振込みの場合は当月27日までに指定口座にお振込みをお願いします。</li> <li>※お振込みは、入居者または保証人の名義とし、振込手数料は、入居者の負担となります。</li> <li>※27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日</li> <li>・領収書は入金月の翌月に発行します。</li> <li>※領収書の再発行はできかねますので、お手元に届いた領収書は、大切に保管いただきますようお願いいたします。</li> </ul>
<p>日割り請求基準</p>	<p>契約開始月及び契約終了月において、1ヶ月に満たない期間の賃料、共益費及び基本サービス料金は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とします。</p>

## 12 禁止・事前承諾・通知事項

<p>禁止行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住以外の目的で本住宅を使用すること</li> <li>・本住宅の全部又は一部につき、賃借の譲渡、転貸、使用貸し、その他第三者に利用若しくは占有させること</li> <li>・定められた場所以外で喫煙すること</li> <li>・本住宅で灯油ストーブ、カセットコンロ等の火器を使用すること</li> <li>・動物（観賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動物を除く）を飼育すること</li> <li>・緊急対応ボタンを本来の目的以外の目的で使用する</li> <li>・他の入居者の占有、使用に著しい妨害を与えるなど、共同生活の秩序を乱すこと</li> <li>・騒動、振動、不潔行為等により、近隣又は他の入居者に迷惑をかけること</li> </ul>
<p>事前承諾行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本住宅の改造または模様替えすること</li> <li>・階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと</li> <li>・階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること</li> <li>・1名入居可能住戸に入居者を追加すること</li> </ul>
<p>通知事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者、保証人及び緊急連絡先の電話番号（携帯電話含む）、氏名、住所等、入居者が入居時にライサポート彩輝に届けた事項に変更がある場合</li> <li>・入居者が一週間以上継続して本住宅を留守にする場合</li> <li>・入居者又は、保証人が、死亡、行方不明等になった場合</li> <li>・保証人に、保証人としての債務を果たすことが困難となる事象が発生した場合</li> <li>・入居者の心身状態の変化により、他の入居者等へ迷惑となる行動が発覚した場合又は予測される場合</li> <li>・入居者の心身状態の変化により、入居者が本住宅で生活を継続することが、入居者の生命・身体・財産に著しい支障、損害を発生させることが発覚した場合又は予測される場合</li> <li>・本住宅の破損・汚損・故障を発見した場合</li> </ul>

### 13 契約の終了

<p>入居者からの解約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者は、ライフサポート彩輝に対して少なくとも1ヶ月前に書面にて解約の申し入れを行なうことにより、本契約を解約することができます。ただし、契約期間の始期の前日までにライフサポート彩輝に対して書面で解約の申し出を行なった場合には、入居者はいつでも本契約を解約することができます。</li> </ul>
<p>ライフサポート彩輝からの解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフサポート彩輝は入居者が賃料、敷金等の支払い義務の一つでも違反し、ライフサポート彩輝が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにも関わらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。</li> <li>・ライフサポート彩輝は、入居者が次の各号の何れかに該当したときは、何ら通知催告を要せず、本契約を解除することができます。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 敷金をライフサポート彩輝が指定する期日まで支払われないとき。</li> <li>② 本住宅の使用目的遵守義務</li> <li>③ 禁止行為・要承諾行為遵守義務</li> <li>④ その他本契約に規定する入居者の義務</li> </ol> </li> <li>・ライフサポート彩輝は次の事由の何れかに該当し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、その期間内には是正されないときは入居者および保証人に対して理由を示した書面により解約を申し入れることにより、本契約を解除することができます。但し、入居者自身、他の入居者あるいは(有)ライフサポート彩輝の従業員の心身または生命に危害を及ぼす恐れがある時、または、他の入居者の利用に著しく悪影響を及ぼす時は、何ら通知催告を要せず、解約することができます。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保証人が本契約書「保証人」の規定を遵守しなかったとき</li> <li>② 入居者が、重篤な感染症にかかり、症状が恒常的な状態となるなど、他の入居者等への感染の危険性が継続すると合理的に判断される時。</li> <li>③ 入居者、保証人又は入居者の家族・その他関係者が、ライフサポート彩輝の事業運営に支障を及ぼしたとき</li> <li>④ 入居者、保証人又は入居者の家族が、(有)ライフサポート彩輝またはその従業員あるいは他の入居者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき</li> </ol> </li> </ul>
<p>入居者の死亡時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者が死亡しても本契約は自動的に終了しません。</li> <li>・保証人は入居者が死亡したときは、本契約継続の是非、賃料等の支払返還金の返還等の対応を含め、本契約の適切な処理の為、入居者の相</li> </ul>

	<p>続人等の関係者で調整し統一した上で、関係者を代表してライフサポート彩輝に書面にて通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者が死亡したときは、保証人は、遅滞なく書面にて通知します。</li> </ul>
住居明け渡し時の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者は、本契約が終了する日までに本住宅を退去するとともに、本住宅内の入居者の私有物を撤去し、本住宅明け渡さなければなりません。</li> <li>・入居者は、通常の使用に伴い生じた本住宅の損耗を除き、本住宅を原状回復しなければなりません。</li> </ul>

#### 14 緊急時の対応

緊急連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本契約締結に、緊急連絡先届書に従い、ライフサポート彩輝に緊急連絡先を届け出ていただきます。</li> <li>・ライフサポート彩輝は入居者の心身に障害が発生し、治療、入院等の緊急対応が必要になったことを確認したときは、緊急連絡先に、連絡します。</li> </ul> <p>※本住宅ではあくまで「人命尊重」の原則に従って緊急時対応を行いません。ご本人の意思が確認できず、またご家族への連絡がつかなかった場合、ご家族からの指示をいただかないうちに、救急処置、緊急入院・手術などの医療処置に及ぶ場合があります。</p>
-------	---

#### 15 苦情解決の体制

相談窓口	<p>ライフサポート彩輝は、入居者からの苦情等に対応する窓口を設置し、誠実かつ迅速に対応します。</p> <p>【本住宅内】 『住宅概要』参照</p> <p>【袖ヶ浦市役所 高齢者支援課】 TEL：0438-62-3219（直通） 受付日時：平日 9：00 ～ 17：00（土曜・日曜・祝日休み）</p> <p>【公益社団法人全国有料老人ホーム協会】 TEL：03-3548-1077 受付日時：月曜・水曜・金曜 10：00 ～ 17：00</p>
------	--

#### 16 火災・非常災害時の備え

火災・非常災害時の備え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・設備 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本住宅は、サービス付高齢者向け住宅として、該当する建築基準関係法令及び消防関係法令に適合しています。</li> <li>② また、関係諸法令に従い、火災・非常災害時に備えて、避難経路の確保、消防用設備機器の設置、防災資材の使用などの必要な処置を行なっています。</li> </ol> </li> </ul>
-------------	--

	<p>防火管管理</p> <p>① 本住宅では、消防関係法令に従い、火災・非常火災時に備えて防火管理者を定めて、具体的な消防計画を作成、管轄消防署に届出をしています。</p> <p>② 定期的に消防用設備等の点検を実施すると共に、管轄消防署の指導の下で、年2回の定期消防訓練を実施しています。</p> <p>③ また、防火管理者のもとに、防火担当責任者・火元責任者を配置し、日常の防火管理を徹底すると共に、スタッフの防災教育を適宜実施し、火災発生時に備えます。</p>
--	--

## 17 損害賠償

ライフサポート彩輝による損害賠償	<p>ライフサポート彩輝は、生活支援サービスの提供に伴って、ライフサポート彩輝の責に帰すべき事由により入居者の生命、身体又は、財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。</p>
入居者による損害賠償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者（その家族、その他本住宅に出入りする者を含む。）がその責にすべき事由により、建物、その設備、備品等について、汚損、破壊又は滅失したときには、入居者は、連帯してライフサポート彩輝が被った損害を賠償しなければなりません。</li> <li>・入居者がその責に帰すべき事由により、他の入居者その他第三者に対し、人的損害又は物的損害を被らせたときには、入居者は、速やかにその旨をライフサポート彩輝に連絡し、その損害を賠償しなければなりません。</li> </ul>
免責事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフサポート彩輝、入居者及び保証人は、天災、地震、火災、盗難その他の不可抗力により相手方の被った損害に関しては、責任を負わないものとします。</li> <li>・不可抗力により、本住宅を通常の用に供する事ができなくなったとき、又は、本住宅が将来、都市計画等により収用若しくは制限される等の事由により、本契約を履行することができなくなったときは、本契約は当然に終了するものとします。この場合、入居者は、本住宅を直ちに明け渡さなければならないものとします。</li> <li>・ライフサポート彩輝は入居者が快適かつ心身ともに充実し安定した生活を営んでいただくために、最善の注意をもってサービス提供を行なうよう努めておりますが、通常の注意義務を超えて事故等が発生し、その原因がライフサポート彩輝に起因しない場合には、責任を負いかねる場合あることを、予めご同意ください。よって例えば、完全な転倒防止等をお約束することはいたしかねます。</li> </ul>

## 18 秘密保持・個人情報の取扱い

秘密保持	ライフサポート彩輝は、本契約に基づき知り得た入居者及び保証人に関する秘密及び個人情報について、個人情報保護法等の関連法令を遵守してその保護に努め、正当な理由がある場合若しくは事前の同意がある場合を除いて、第三者に開示又は漏洩しません。この守秘義務はこの本契約が終了した後においても同様の効力を有します。
個人情報の取扱い	入居者及び保証人等の個人情報を、契約書別紙「ライフサポート彩輝による個人情報の利用について」に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

### 《料金表》

敷金 (消費税非課税)

賃料の4ヶ月相当	200000円
前家賃	50000円

### 月額賃料等

基本サービス料			
賃料 ※消費税非課税	共益費 ※消費税非課税	管理費	合計
50,000円	15,000円	15,000円	80,000円

※管理費の使途・・・夜間緊急通報システム／生活相談サービス／安否確認サービス

### オプションサービス料金

(外税)

サービス	金額	備考	
食事サービス	朝食	450円	
	昼食	600円	
	夕食	650円	
生活サポートサービス	30分	1,000円	30分超えるごとに繰り上げてご請求します

上記以外のサービスについては、ご利用都度、別途ライフサポート彩輝より料金をご案内します。

料金をご確認のうえ、ライフサポート彩輝に利用申し込みして下さい。

※この重要事項説明書の料金は、消費税率(8%)に基づいて記載しています。消費税率が改定になった場合は、改定の内容に応じて、料金も変更になります。

説明者 サービス提供責任者 永野 純一 印  
利用者

令和 年 月 日

住所

印

代理人	氏名	
	住所	印
	氏名	